

# 第3期金ヶ崎町地域福祉計画

(令和3年度～令和7年度)

～共に支え合い

誰もが健やかで安心して暮らせる

地域社会の実現～



令和3年3月  
金ヶ崎町

## はじめに

金ケ崎町では、平成26年3月に「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」を基本理念として「金ケ崎町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

近年、少子高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、町民が暮らしていくうえでの課題は、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど複合化しています。

今般策定した計画では、基本理念に「共に支え合い 誰もが健やかで安心して暮らせる 地域社会の実現」を掲げ、地域福祉施策の推進と仕組みづくりを通じて、町民の地域福祉への主体的な参加と、町民、行政、関係団体等の協働の下に、自助、共助、公助が相まって、誰もが住み慣れた地域で、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、お互いの個性や尊厳を認め合い、その人らしい自立した生活を送ることができる地域社会（共生社会）の実現を目指すこととしております。

なお、本計画の実現に向けましては、町民の皆様をはじめ、各種団体のご協力が必要不可欠でありますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画の策定に当たり、ご尽力いただきました金ケ崎町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました金ケ崎町福祉審議会委員の皆様、アンケート調査、パブリックコメントなどにご協力いただきました町民の皆様、ご指導いただきました関係機関、団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月



金ケ崎町長 高橋 由一

## 目次

### 第1章 計画策定に当たって

1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	3

### 第2章 現状と課題

1	金ケ崎町の人口等の現状	4
	(1) 人口・世帯の推移	4
	(2) 将来人口	5
2	第2期地域福祉計画の取組状況	6
	(1) 地域で暮らしやすい環境づくり	6
	(2) 地域福祉ネットワークの構築	6
	(3) 地域福祉を担う人材育成の推進	7
3	今後、取り組む必要がある課題等	8
	(1) 支え合い体制への懸念	8
	(2) 福祉ニーズの拡大と多様化・複雑化への対応	8
	(3) 人材の育成と福祉意識の醸成	8

### 第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念（将来像）	9
2	基本方針	9
3	基本目標	9
	(1) 共に支え合うことができる地域環境づくり	9
	(2) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり	9
	(3) 地域福祉を担う人づくり	9
4	施策の体系	10

### 第4章 地域福祉推進のための施策

基本目標1	共に支え合うことができる地域環境づくり	11
1	安全に暮らせる地域づくり	11
	(1) セーフティネットの機能強化	11
	(2) 防災・避難行動要支援者支援の推進	12
	(3) ユニバーサルデザインの推進	13
2	関係団体の活動強化	13
	(1) 社会福祉協議会の機能強化	14
	(2) 団体活動・地域活動の充実・支援	14
3	生活困窮者への支援	15
	(1) 生活困窮者の自立に向けた支援	15

基本目標2 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり	16
1 地域・関係機関のネットワークづくり	16
(1) 民生委員・児童委員活動の連携強化	16
(2) 相談体制・ネットワーク体制の充実	16
(3) 保健・医療・福祉・その他の関係団体との連携 (地域包括ケアシステムの構築)	18
2 地域福祉活動の推進	18
(1) 住民活動の促進	18
(2) 地域福祉活動の場づくり	19
3 福祉サービス利用の支援	20
(1) 権利擁護の推進	20
(2) サービスの充実と質の向上	21
(3) 利用者の立場に立った情報発信	22
基本目標3 地域福祉を担う人づくり	22
1 福祉意識の醸成	22
(1) 互いに分かり合える人づくり	23
(2) 人権尊重社会への推進	23
(3) 福祉教育の推進	24
2 人材育成	25
(1) ボランティア育成をサポート	25
(2) 活動のきっかけづくりをサポート	25
<b>第5章 計画の推進</b>	
1 社会福祉協議会等との連携・協働による計画の推進	27
2 町民、関係団体・関係機関、行政等の役割	27
(1) 町民の役割	28
(2) 地域コミュニティ組織（自治会等）の役割	28
(3) 関係団体・NPO・事業者等の役割	28
(4) 社会福祉協議会の役割	28
(5) 行政の役割	28
3 計画の進捗管理	29
<b>資料</b>	
地域福祉計画アンケート調査結果	30
金ヶ崎町地域福祉計画策定委員会設置要綱	33
金ヶ崎町地域福祉計画策定委員会委員名簿	34
計画の策定経過	35

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の背景と目的

町は、平成26年度（2014年度）から平成27年度（2015年度）までを計画期間とする、第1期地域福祉計画（基本理念「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」）を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。また、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までを計画期間とする第2期地域福祉計画（基本理念「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」）を策定し、町民、地域、事業所、関係団体、社会福祉協議会及び行政が連携し、お互いに協力して地域社会における福祉課題の解決に取り組んできました。

近年、少子高齢化や人口減少、働き方や価値観の多様化による単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、町民が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合って「複雑化」し、また、個人や世帯において、複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。例えば、高齢者の親と社会的に孤立している50代の子が同居することによる8050問題や介護と育児に同時に直面する世帯、ダブルケアの課題など、解決が困難な課題が浮き彫りになっています。そのため、暮らしにおける人と人とのつながりを再構築することで、孤立することなくその人らしい生活を送ることができるような社会としていくことが求められています。

このような町民の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、町民が暮らしていく上での様々な課題と向き合いながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる地域社会（共生社会）の実現に向けた体制整備に対する期待が一層高まっています。

この計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、町民の地域福祉への主体的な参加と、町民、事業者、行政の協働の下に、自助、共助、公助が相まって、人としての尊厳を持って、家庭や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができる地域社会（共生社会）の実現を目的として策定するものです。

## 2 計画の位置付け

### （1）計画の位置付け

この計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とする「第十一次金ケ崎町総合計画」を上位計画とするとともに、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画として、及び保健福祉分野を推進するための総括的な計画としての性格を有するものです。

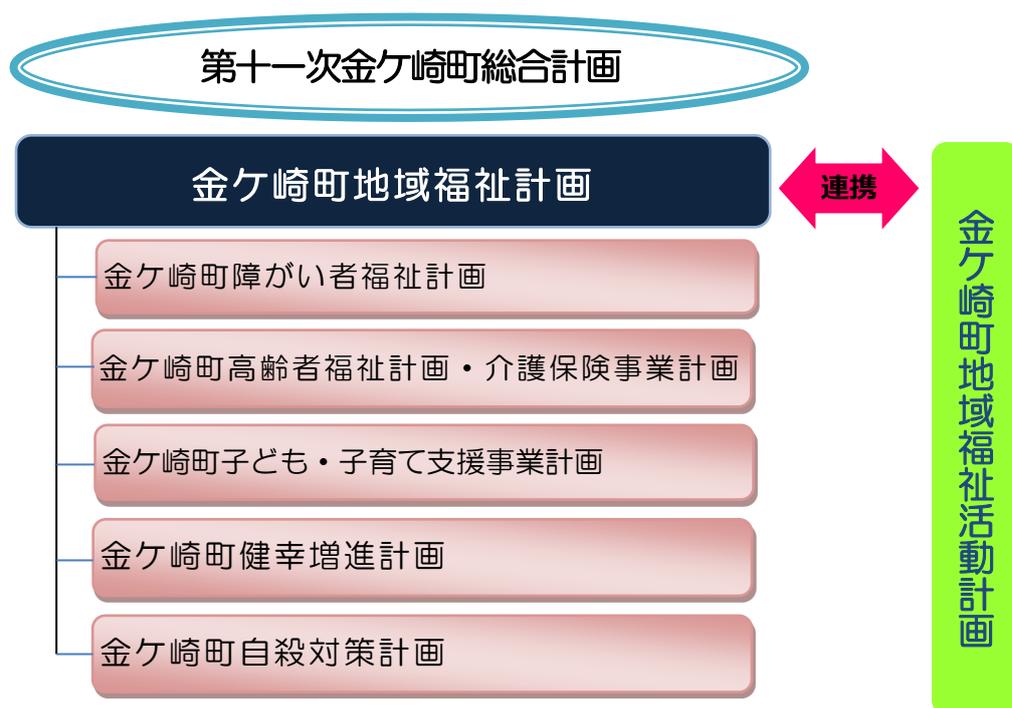
### （2）他の個別計画との関係

町においては、「金ケ崎町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「金ケ崎町子ども・子育て支援事業計画」、「金ケ崎町障がい者福祉計画」及び「金ケ崎町健幸増進計画」など、高齢者・障がい者・親子といった対象ごとの施策に関する個別計画があり、それぞれの分野固有の施策、

達成目標などについては、各計画に基づいて推進します。

この地域福祉計画は、これらの計画に基づく施策を推進する上での共通する理念の計画とします。

また、社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されており、民間社会福祉活動を計画化するものとして、「地域福祉活動計画」を策定しています。町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、理念・方向性は同じであることから、相互に連携しながらこの計画を推進します。



#### 社会福祉法（抄）（昭和 26 年法律第 45 号）

##### （市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- （1）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- （2）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （3）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （4）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- （5）前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### 3 計画の期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

## 第2章 現状と課題

### 1 金ヶ崎町の人口等の現状

#### (1) 人口・世帯の推移

平成7年（1995年）から平成27年（2015年）までの当町の人口推移をみると、平成17年（2005年）をピークに減少に転じています。

年齢3区分別人口では、0～14歳人口は年々減少し、当町においても少子化が進んでいます。15～64歳人口も平成12年（2000年）をピークに減少傾向です。一方、65歳以上人口は年々増加し、平成27年（2015年）は平成7年（1995年）の約1.5倍に増加しています。

また、年齢別構成は、65歳以上人口の割合が年々増加し、平成27年（2015）には28.3%と、平成7年（1995年）から約10ポイント増加しています。

(単位：人・%)

区分	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
人口	15,923	16,383	16,396	16,325	15,895
0～14歳	2,603 (16.3)	2,455 (15.0)	2,281 (13.9)	2,138 (13.1)	2,030 (12.7)
15歳～64歳	10,273 (64.5)	10,302 (62.9)	10,026 (61.1)	9,907 (60.8)	9,362 (58.9)
65歳以上	3,047 (19.1)	3,626 (22.1)	4,082 (24.9)	4,245 (26.1)	4,500 (28.3)

資料：国勢調査

世帯の推移をみると、人口の減少に比べて世帯数は増加しています。「一般世帯」のうち「親族世帯」は増加していますが、「その他の親族世帯（3世代世帯等）」は減少しています。

また、「親族世帯」の「一般世帯」に占める割合は減少し、「核家族世帯」や「単独世帯」は世帯数、割合ともに増加しています。

(単位：世帯・%)

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
一般世帯	4,538	4,921	5,228	5,398	5,536
親族世帯	3,623 (79.8)	3,836 (78.0)	3,940 (75.4)	3,982 (73.8)	3,979 (71.9)
核家族世帯	1,843 (40.6)	2,157 (43.8)	2,361 (45.2)	2,497 (46.3)	2,671 (48.2)
夫婦のみ世帯	602 (13.3)	680 (13.8)	768 (14.7)	778 (14.4)	867 (15.7)
夫婦と子どもからなる世帯	958 (21.1)	1,128 (22.9)	1,169 (22.4)	1,222 (22.6)	1,290 (23.3)
その他の親族世帯 (3 世代世帯等)	1,780 (39.2)	1,679 (34.1)	1,579 (30.2)	1,485 (27.5)	1,308 (23.6)
非親族世帯	5 (0.1)	4 (0.1)	10 (0.2)	49 (0.9)	51 (0.9)
単独世帯	910 (20.1)	1,081 (22.0)	1,278 (24.4)	1,367 (25.3)	1,506 (27.2)
(再掲) 65 歳以上世帯員のいる世帯	2,120 (46.7)	2,380 (48.4)	2,581 (49.4)	2,688 (49.8)	2,773 (50.1)

資料：国勢調査

## (2) 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）による人口推計では、今後、人口減少が続き、2045 年（令和 27 年）には、2015 年（平成 27 年）から 27.8% 減の 11,474 人になると見込まれています。

また、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15 歳～64 歳）は減少傾向が続く一方で、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向で、2045 年（令和 27 年）には、全人口の 41.3% まで増加することが見込まれています。

(単位：人・%)

	2015 年 (H27)	2020 年 (R2)	2025 年 (R7)	2030 年 (R12)	2035 年 (R17)	2040 年 (R22)	2045 年 (R27)
0～14 歳	2,030 (12.7)	1,860 (12.1)	1,738 (11.9)	1,585 (11.4)	1,412 (10.7)	1,259 (10.2)	1,121 (9.8)
15～64 歳	9,362 (58.9)	8,724 (56.9)	8,095 (55.3)	7,548 (54.3)	7,084 (53.9)	6,361 (51.5)	5,612 (48.9)
65 歳以上	4,500 (28.3)	4,743 (30.9)	4,805 (32.8)	4,761 (34.3)	4,652 (35.4)	4,729 (38.3)	4,741 (41.3)
計	15,895	15,327	14,638	13,894	13,148	12,349	11,474
(再掲) 75 歳以上	2,596 (16.3)	2,551 (16.6)	2,668 (18.2)	2,836 (20.4)	2,909 (22.1)	2,882 (23.3)	2,729 (23.8)

資料：社人研平成 30 年(2018 年)推計（2015 年は国勢調査による実績値）

人口減少や少子高齢化は、地域経済の停滞や地域の活力の低下につながり、さらなる人口流出につながる可能性や、福祉や教育などの様々な課題につながることから、人口減少や少子高齢化への対応が最重要課題となります。

## 2 第2期地域福祉計画の取組状況

### (1) 地域で暮らしやすい環境づくり

#### ① 福祉懇談会の開催

【目標指標】 毎年度1回、生活圏毎に福祉懇談会を開催

地域の課題等の把握や地域の実情に沿った課題解決に向け、町民、地域、町、社会福祉協議会それぞれが果たすべき役割等について周知、理解していただくことを目的に、毎年度1回程度、町と社会福祉協議会との共催による福祉懇談会を生活圏毎に開催し、地域との情報交換や課題等の把握、共有に努めました。

#### ② 世代間交流の実施

【目標指標】 各地区における世代間交流の開催

世代間交流の実施については、社会福祉協議会が取り組む「ゆいっこハウス事業（地域で支えあいながら在宅高齢者の孤独感解消や交流の場を提供する事業）」等において世代間交流の場を提供するなど取り組まれましたが、その取組には地域によって温度差があるなど、地域ネットワークづくりにまでは進展しない状況でした。しかし、同じく社会福祉協議会で取り組んでいる「はっぴいふれいすかねがさき事業(子ども食堂)」では、地域の高齢者や障がい者などとの交流にもつながっているなど、今後の世代間交流の進展が期待されます。

#### ③ 共助制度の構築

【目標指標】 地域が主体となって実施する地域福祉に係る事業実施数 10件

地域による共助体制の構築については、社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域住民や団体など多様な主体に対して買い物支援等の生活支援サービスの提供を行うなど、支え合いの地域づくりを進めています。また、雪かきボランティア活動については、地域住民や民生委員、企業等との連携のもとにスノーバスターズとして除雪体制が構築され、さらに自治会組織による雪かきボランティア活動の動きがみられるなど、共助の取組に進展が見られます。

### (2) 地域福祉ネットワークの構築

#### ① 要支援者の把握

【目標指標】 民生委員児童委員協議会研修会 年12回

要支援者の把握については、町と社会福祉協議会が中心となり、民生委員・児童委員をはじめ関係機関等との連携や福祉懇談会等により、地域における課題や福祉ニーズの

掘り起こしを図りながら、要支援者の把握に努めています。地域住民にとって最も身近な相談相手である民生委員・児童委員については、その期待される役割が大きくなってきており、毎月の研修によりその資質向上に努めているところではありますが、住民の生活・福祉課題が複雑・多様化しており、民生委員・児童委員だけでは対応しにくくなっている等、課題となっています。

## ② 見守りネットワークの構築

【成果指標】金ケ崎町地域見守りネットワーク協力事業者数 50社

民間事業者が日常の仕事の中で高齢者の異変に気付いた際に連絡をして見守りを行う「金ケ崎町地域見守りネットワーク協力事業」や、徘徊のおそれのある認知症高齢者等が行方不明になった場合に関係機関の相互連携を行う「金ケ崎町徘徊SOSネットワーク事業」を展開し、見守りが必要な人も地域で安心して暮らせるよう取り組んでいます。地域見守りネットワークの協力事業者は、60社を超えるネットワークを構築しているところですが、現実には孤立死の事例が発生するなど、地域内における見守り体制は万全とは言えない状況にあり、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等が増える状況にあって、新たな方策を探っていく必要があります。

## (3) 地域福祉を担う人材育成の推進

### ① 地域福祉の担い手づくり

【成果指標】年1回以上のボランティア養成講座開催

地域福祉の担い手づくりについては、福祉意識の醸成や意識啓発を図るため、町内小中学校において「福祉教育」や「ボランティア教育」について学校経営計画の中に盛り込まれ取組が行われているほか、社会福祉協議会においては、町内小・中・高校におけるボランティアスクールや各種ボランティア従事者の資質向上を目的としたボランティア研修が行われるなど人材育成に取り組まれています。現状は各種ボランティアの世代交代がうまく進んでいない状況にあるなど、新たなボランティア人材の確保や養成が課題となっています。

### ② ボランティア活動の推進

【成果指標】ボランティア登録者数 100人

ボランティア活動の推進については、ボランティア連絡協議会等関係福祉団体の活動を支援しています。ボランティア登録者数は、個人登録20名、団体登録21団体(470名)となっており、福祉活動等において重要な役割を果たしているところですが、世代交代がうまく進んでいないことや、ボランティアの高齢化、介護・障がい福祉業務へのボランティア確保などが課題となっています。

### 3 今後、取り組む必要がある課題等

地域福祉の推進においては、地域を基盤とした重層的で包み込むような支援体制の整備をしながら、「共に支え合い、障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳を持ち、家族や地域の中で安心して自立して暮らせる地域社会」を目指し、取り組んでいく必要があります。今後、取り組む必要がある課題等を次のとおりまとめました。

#### (1) 支え合い体制への懸念

災害時避難行動要支援者名簿の作成やセーフティネットの体制整備、生活困窮者への自立に向けた支援体制等、地域からの孤立を防ぎ、住民がいつまでも安心して住み慣れた地域で暮らしていくための環境の整備が求められています。

#### (2) 福祉ニーズの拡大と多様化・複雑化への対応

多様化・複雑化する暮らしの問題に対し、行政だけでは迅速な対応が困難となってきています。様々な地域活動等によるきめ細やかな支援によって制度を補完することが期待され、また、地域包括ケアシステムの考え方等、新たな仕組みづくりの検討が始まっています。

住民一人ひとりが、多様な暮らしの問題について理解を深め、意識を高めていくことが重要であり、町の推進体制の整備・構築を進めるとともに、住民への分かりやすい説明・情報発信が求められます。

#### (3) 人材の育成と福祉意識の醸成

ボランティア団体等は増加傾向にありますが、ボランティア活動や地域活動に参加するのは高齢者が多いことから、若い年代に広がっていくことが重要です。

関係機関等との協力関係を深め、地域活動をする人の育成支援や、各種イベントを通じて、幅広い年代のボランティア活動等へ参加しやすいきっかけが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念（将来像）

#### 共に支え合い 誰もが健やかで安心して暮らせる 地域社会の実現

町民誰もが、年齢や性別、心身の障がいの有無に関わりなく、人としての尊厳を持ち、家族や地域の中で安心して自立した生活ができる地域社会の実現を目指します。

この計画は、保健福祉分野の個別計画を推進する上での共通する理念の計画とするとともに、それぞれの分野固有の施策、達成目標等については、各計画に基づいて推進します。

この基本理念の実現に向けて、次に掲げる基本方針、基本目標、諸施策を推進します。

### 2 基本方針

町は、町民生活に必要な不可欠な福祉サービスや直接提供することが望ましいと判断される福祉サービスなど、行政が提供すべき福祉サービスを、将来にわたり安定して供給する役割や「多様な主体の参画によるまちづくり」を後押しする仕組みや環境づくり、人材育成などに係る役割を担います。

また、地域福祉施策の推進と仕組みづくりなどを通して、幅広い町民の主体的な参加と、町民、行政、関係機関、事業者、地縁団体、ボランティア団体・NPOの多様な主体のまちづくりへの参画を推進します。

これらのことを踏まえて、多様な主体の協働の下に、「自助・共助・公助」が相まって、若い世代や子育て世代が住みたい、住み続けたいと思うとともに、高齢者や障がい者が社会の様々な分野で活躍でき、心身ともに健やかで自分らしさを発揮しながら、人がつながり、互いに支え合い、充実感を持って、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指します。

### 3 基本目標

#### (1) 共に支え合うことができる地域環境づくり

一人ひとりが地域の一員として共に支え合う意識を持ち、住み慣れた地域で誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができる地域環境の整備を推進します。

#### (2) 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

支援を必要とする人が適切かつ確実に福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みを構築します。

#### (3) 地域福祉を担う人づくり

支援を必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、また、住み慣れた地域で誰もが地域の一員として尊重され、自立した生活を送ることができるよう、お互いに支え合うことができる地域福祉を担う人づくりを推進します。

## 4 施策の体系

### 基本理念

**共に支え合い 誰もが健やかで安心して暮らせる 地域社会の実現**

#### 基本目標 1

共に支え合うことができる地域環境づくり

##### 1 安心して暮らせる生活支援体制の整備

- (1) セーフティネットの機能強化
- (2) 防災・避難行動要支援者支援の推進
- (3) ユニバーサルデザインの推進

##### 2 関係団体の支援・活動強化

- (1) 社会福祉協議会の機能強化
- (2) 団体活動・地域活動の充実・支援

##### 3 生活困窮者への支援

- (1) 生活困窮者の自立に向けた支援

#### 基本目標 2

支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

##### 1 地域・関係機関のネットワークづくり

- (1) 民生委員・児童委員活動の連携強化
- (2) 相談体制・ネットワーク体制の充実
- (3) 保健・医療・福祉・その他の関係機関との連携  
(地域包括ケアシステムの構築)

##### 2 地域福祉活動の推進

- (1) 住民活動の促進
- (2) 地域福祉活動の場づくり

##### 3 福祉サービス利用の支援

- (1) 権利擁護の推進
- (2) サービスの充実と質の向上
- (3) 利用者の立場に立った情報発信

#### 基本目標 3

地域福祉を担う人づくり

##### 1 福祉意識の醸成

- (1) 互いに分かり合える人づくり
- (2) 人権尊重社会への推進
- (3) 福祉教育の推進

##### 2 人材育成

- (1) ボランティア育成をサポート
- (2) 活動のきっかけづくりをサポート

## 第4章 地域福祉推進のための施策

### 基本目標1 共に支え合うことができる地域環境づくり

#### 1 安心して暮らせる生活支援体制の整備

住み慣れた地域で、誰もが生涯にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、セーフティネット機能の強化を図るとともに、災害時の避難行動要支援対策について、避難行動要支援者の把握から個人の支援プランづくり、地域の避難体制の確立等、総合的な対応を進めます。また、高齢者や障がいのある人等の社会参加を促進するため、道路や建物等についてユニバーサルデザインの推進を図ります。

##### (1) セーフティネットの機能強化

###### 現状と課題

- 無縁社会といわれる中で、都市部を中心に孤立死高齢者の行方不明等が大きな問題になっています。ひとり暮らし高齢者について、民生委員・児童委員等の訪問活動、緊急通報装置の設置等が取り組まれています。
- 認知症高齢者の徘徊への対応、高齢者、障がい者、子どもへの虐待防止、ひとり暮らし高齢者の孤立防止等を強化するため、地域におけるよりきめ細やかなセーフティネットの構築が必要です。

###### 施策の方向

- 住み慣れた地域で、誰もが生涯にわたり安全に安心して暮らすことができるよう、また支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、日頃から近所付き合いをし、地域住民相互の信頼関係の下に、支援を必要とする人の情報の把握等を進め、日常の見守りや声かけ等の体制の充実を図ります。

###### 具体的な施策

###### ◇ひとり暮らし等高齢者世帯の見守り

ひとり暮らし等高齢者世帯の見守りに関して、地域のニーズに合わせて、発見や見守りの対処方法を検討します。

###### ◇障がい者やその家族が安心して暮らせる地域づくり

孤立化が懸念される障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、障がい者本人だけでなく擁護する家族の相談に応じたり、必要なサービスにつなげる等の支援を行うとともに、支援者間の情報の共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。

###### ◇地域の生活課題や支援を必要としている人の把握

生涯にわたって住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援を必要とする高齢者、障がい者、子育て世帯、生活困窮者等の生活実態の把握に努めます。

###### 主な関連事業

- ・地域見守りネットワーク（保健福祉センター、社会福祉協議会等）
- ・徘徊SOSネットワーク（保健福祉センター、警察署）
- ・ゲートキーパー養成講座（保健福祉センター）

## (2) 防災・避難行動要支援者支援の推進

### 現状と課題

- 災害時において避難行動要支援者<sup>※1</sup>の避難を支援するため、平成22年度(2010年度)から避難行動要支援者名簿を作成しています。見守りや支援生活を行ううえで、個人情報の保護に配慮しながら、関係団体の連携調整、情報共有ができるネットワークの整備が必要です。
- 平常時から避難支援体制を関係団体と連携を図り確認することが必要とされています。

### 施策の方向

- 個人情報の取扱いを整理し、日頃から要配慮者<sup>※2</sup>を見守りながら、地域で支え合い、助け合う関係を築き、いざというときに要配慮者の安否の確認や支援を行うことができる体制づくりを進めます。
- 関係機関と連携し、災害時に調整役となる災害ボランティアの育成や福祉避難所の確保に努めます。

### 具体的な施策

#### ◇災害時避難行動要支援者避難支援プランの推進

「災害時避難行動要支援者避難支援プラン」の推進を図るため、災害時避難行動要支援者の登録を進め、関係機関との連携を図り、日頃からの支援体制づくりを推進します。

#### ◇地域の防災体制づくり、防災訓練の促進

避難行動要支援者支援のため、避難誘導や救出援護等をはじめとする防災訓練の実施を促進します。

#### ◇福祉避難所の確保

避難行動要支援者をはじめ、避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の人を対象者としている福祉避難所の体制整備を推進します。

### 主な関連事業

- ・災害時避難行動要支援者避難支援プランの作成(保健福祉センター)
- ・災害時避難行動要支援者の安否確認体制整備(社会福祉協議会、地域包括支援センター等)
- ・支え合い福祉マップ作成事業(社会福祉協議会)
- ・福祉避難所の協定(保健福祉センター)

#### ※1 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で避難の確保に支援を要する者(災害対策基本法による定義付け)のことで、一般的に高齢者、障がい者などをいいます。市町村は、避難行動要支援者の把握に努め、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿を作成する必要があります。

#### ※2 要配慮者

災害時に特に配慮を要する者(災害対策基本法による定義付け)で、高齢者、障がい者、

妊産婦、乳幼児のほか、傷病者、アレルギー等の慢性疾患を有する者、日本語が分からない外国人、その場所の地理に疎い旅行者なども含まれます。市町村は、要配慮者が滞る避難所等において良好な生活環境の確保に努める必要があります。

### (3) ユニバーサルデザインの推進

#### 現状と課題

- 高齢化に伴う機能低下や障がいの多様化等により、買い物等の移動時に支援が必要な高齢者や障がいのある人が増加しています。すべての人が安全で快適に外出できるように、公共スペース等の環境整備が求められています。
- 高齢者や障がいのある人等、誰もが暮らしやすく、また、自由に移動できる社会の実現に向け、都市機能の計画的な配置やコンパクト化とあわせて公共交通の充実に取り組むとともに、住宅や道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の取組を進めていく必要があります。

#### 施策の方向

- 少子化や高齢化等が進む地域の暮らしを支えるため、住まい等のバリアフリー化を行い、誰もが住みよいまちづくりを進めます。

#### 具体的な施策

##### ◇建物等のバリアフリー化の推進

建物等のユニバーサルデザイン<sup>※3</sup>に配慮した建物の建設を推進します。

##### ◇交通機関の充実

誰もが安全かつ安心・快適に移動できる交通システムの構築を図ります。

#### 主な関連事業

- ・高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業（保健福祉センター）
- ・住宅リフォーム事業（商工観光課）
- ・福祉有償運送の利用支援（社会福祉協議会等）
- ・町コミュニティバスの運行・民間バスの路線の確保（都市建設課）
- ・高齢者・身体障がい者福祉タクシー事業（保健福祉センター）
- ・身体障がい者自動車改造費補助事業（保健福祉センター）

### ※3 ユニバーサルデザイン

年齢や性別、能力などにかかわらず、できる限り、すべての人が利用できるように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方をいいます。

## 2 関係団体の支援・活動強化

地域住民の多様な福祉課題に対応するため、社会福祉協議会との連携強化を図るとともに、地域活動との連携を図ります。また、ボランティア活動やNPO活動、コミュニティビジネスまで、幅広い町民活動の推進について検討します。

## (1) 社会福祉協議会の機能強化

### 現状と課題

- 社会福祉協議会は、地域福祉活動を進めていく上で重要な役割を担う団体であり、その機動性や柔軟性を活かした取組が行われています。今後も、社会福祉協議会と町は、それぞれの特性を尊重し合い、連携して、地域福祉活動、ボランティア活動に参画できるよう、町では、社会福祉協議会を支援しています。
- 高齢化の進行とともに、高齢者世帯等の増加が著しいことや、子育てに対する見守り・支援、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくり等、地域での福祉活動の役割は一層重要となっています。

### 施策の方向

- 町は、社会福祉協議会のボランティアの養成や生活支援コーディネーターの配置をはじめとした様々な地域福祉活動の推進事業に対し支援を行います。
- 様々な活動組織や専門機関等との連携・協働を促進し、幅広い支援活動が行えるよう、社会福祉協議会のコーディネート機能の強化を支援します。

### 具体的な施策

#### ◇社会福祉協議会への支援の充実

地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉協議会が目的達成するために支援の充実を図ります。

#### ◇分野を超えた各種団体等とのつなぎ機能強化

社会福祉協議会では、地域課題の把握や相談、情報提供等、総合的な支援機能を担う「コーディネーター」を配置し支援体制の充実を図ります。

### 主な関連事業

- ・社会福祉協議会事業費補助金（保健福祉センター）
- ・生活支援コーディネーター設置事業（地域包括支援センター、社会福祉協議会）

## (2) 団体活動・地域活動の充実・支援

### 現状と課題

- サービスや支援を必要とする人やその家庭が適切にサービスを利用できるよう、関係者間の連携が重要です。また、地域に不足する資源についても、町やサービス提供事業者をはじめ、民間企業等様々な視点から取り組むことが必要です。
- 社会福祉法人や福祉サービス事業者は、福祉サービスを提供するため、高度で専門的な知識や技能等を有していますが、住民の相談援助やボランティアの養成、住民の福祉学習の場の提供等、社会福祉法人、福祉サービス事業者が持っているノウハウが十分に活用されていない等の課題があり、特に、公益性の高い社会福祉法人には社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、ほかの事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められ、社会福祉法に定める地域における公益的な取組の実践を通じて、地域の関係機関との連携や役割分担をはかりつつ、積極的に地域へ貢献していくことが期待されています。

## 施策の方向

- 社会福祉法人や福祉サービス事業者が地域住民の参加と協力を得て、福祉の専門的な知識・技能や様々な福祉サービスのノウハウ等を活かした地域貢献活動を推進するための取組を進めます。
- 生活支援コーディネーターを中心に地域団体やサービス提供事業所、民間企業等関係団体と連携し、地域に必要な資源の創出や地域ボランティア等による生活支援等サービスの提供体制の整備を進めます。

## 具体的な施策

### ◇地域福祉活動の支援体制の充実

積極的に地域活動への支援を行うとともに、より多くの町民が活動に参加できるよう、活動内容の情報提供を行う等、活動の活性化を図ります。

## 主な関連事業

- ・生活支援コーディネーター設置事業（地域包括支援センター、社会福祉協議会）

## 3 生活困窮者への支援

複合的な課題を抱えた生活困窮者への自立を促進するため支援の相談を強化します。社会福祉協議会と連携し、包括的・継続的な支援を行い、困窮状態からの脱却を支援します。

### （１）生活困窮者の自立に向けた支援

## 現状と課題

- 潜在的な生活困窮者の早期発見及び相談体制の充実が必要です。

## 施策の方向

- 生活困窮者の実態把握や早期発見を行うため、相談窓口の充実を図り自立した生活が送れるように社会資源の活用等生活困窮者への必要な支援に努めます。また、社会福祉協議会と連携し生活困窮者の自立支援に努めます。

## 具体的な施策

### ◇自立支援の促進

生活保護制度を必要とする場合には確実に申請・保護に結びつけ、また、生活困窮者に自立支援の制度の情報を提供し、必要な支援に結び付けます。

### ◇社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会が実施する生活福祉資金、たすけあい資金貸付事業と連携し、生活困窮者に対する相談支援体制の充実に努めます。

## 主な関連事業

- ・相談窓口の充実（保健福祉センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員）
- ・訪問調査（保健福祉センター）
- ・生活困窮者自立支援事業（社会福祉協議会）
- ・生活福祉資金（社会福祉協議会）

## 基本目標 2 支援を必要とする人が確実に福祉サービスを受けられる仕組みづくり

### 1 地域・関係機関のネットワークづくり

町では、地域で支援を必要とする人に適切にサービスが提供されるよう、行政機関と福祉サービス（介護保険サービスを含む）提供者との連携を強化します。また、町民の多様な相談に対応できるよう、地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員・児童委員のネットワーク構築を進めます。さらに、地域の団体や関係機関等をつなぎ、新たなサービスの開拓や活動につなげられるよう、トータルコーディネートを図ります。

#### （1）民生委員・児童委員活動の連携強化

##### 現状と課題

- 民生委員・児童委員は、住民の生活状況の把握や相談支援、福祉サービスの利用援助等、様々な活動を行っており、生活・福祉課題を抱える地域住民にとって最も身近な相談相手です。
- 町では、地域の中で見守りや支援が必要な人の把握や、緊急時の対応を行うため、民生委員・児童委員や警察署等と連携を図っています。
- 民生委員・児童委員に期待される役割が増大し負担が大きくなってきている、担い手が不足している、生活・福祉課題が複雑・多様化し、民生委員・児童委員だけでは対応しにくくなっている等、課題となっています。
- 相談窓口は、子ども、障がいのある人、高齢者等の対象者や内容に応じて専門的な相談機関があります。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等も相談窓口です。相談が必要な人にとっては、どこに相談に行けばいいのかという情報が必要です。複合的な内容については、たらい回しにされない適切な対応が望まれます。また、相談対応では極め細やかで継続した対応が求められます。今後とも各種相談窓口の充実と、社会福祉協議会、民生委員・児童委員が行う相談活動との連携強化を進める必要があります。

##### 施策の方向

- 民生委員・児童委員の活動について広くPRに努め、住民への周知を図り、町民の理解を深めます。また、社会福祉協議会との連携協力のもと、関係団体や関係機関とネットワークを充実します。

##### 具体的な施策

###### ◇民生委員・児童委員活動の周知

ひとり暮らし高齢者に対する支援をはじめ、地域の中で様々な活動を行っている民生委員・児童委員の活動について、町民の理解を深めます。

##### 主な関連事業

- ・民生委員・児童委員と各種相談員の連携

#### （2）相談体制・ネットワーク体制の充実

##### 現状と課題

- ダブルケアやヤングケア、8050問題等、地域の多様な福祉ニーズや福祉問題を抱える住民の

迅速かつ適切な相談支援を行うためには、多機関の協働による支援体制が必要です。町では高齢者、障がい者、児童、女性等、それぞれの福祉分野の相談員、窓口を設置し、連携しながら多様な福祉ニーズに対応した相談支援を行っています。領域ごとのさらなるネットワークの構築に加え、領域を越えたネットワークの構築が必要であり、コーディネート機能の強化をし、協働による支援体制を確保していく必要があります。

○相談内容の多様化・複雑化に対応するため、総合相談窓口となり得る職員の育成をする必要があります。

○今後も引き続き職員の資質の向上に努めるとともに、地域での身近な相談窓口として地域包括支援センターや民生委員・児童委員による相談機能等、利用しやすい相談体制の充実に努める必要があります。

### 施策の方向

□町民の相談に適切に対応できるよう、身近な相談窓口から専門相談機関まで連携を強化し、制度によるサービスにつなげます。また、地域団体や関係機関が連携して、新たなサービスや活動につながるよう、地域福祉に関わる人々の情報交換や連携の場づくりを促進します。

□身近な地域の相談窓口として、町民に対し民生委員・児童委員の周知を図るとともに、専門的な相談も受けられる体制づくりとして、地域包括支援センター機能の充実に努めます。また、地域包括支援センター職員をはじめ、窓口業務の資質の向上を図ります。

□複合的なケースや困難事例については、庁内関係課等での協議や調整等による対応を図るとともに、県等専門相談機関等との連携を強化し、適切な対応を図ります。

### 具体的な施策

◇地域の身近な相談窓口と行政の各担当窓口等との連携推進

「専門性が高い」や「複合的」といった町民の相談に対して適切な対応ができるよう、民生委員・児童委員、食生活改善推進員、障がい者相談員等、地域の中の相談員と行政窓口との連携を進めます。

◇相談機関と町行政各担当窓口、専門相談機関同士の連携強化

地域の相談員からの相談や町行政窓口での相談等に迅速かつ適切に対応するため、町行政各担当窓口と専門相談機関との連携や、必要に応じて専門相談機関同士の連携強化を図ります。

### 主な関連事業

- ・各相談員、委員の連携強化（各関係機関）
- ・障がい者基幹相談支援センター<sup>※4</sup>事業（社会福祉協議会）

#### ※4 基幹相談支援センター

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関をいいます。

### (3) 保健・医療・福祉・その他の関係団体との連携（地域包括ケアシステムの構築）

#### 現状と課題

- 地域の健康づくりの推進として各種検診、予防接種の円滑な実施体制を医療機関、検診機関の協力を得て実施しています。
- 医療機関の減少、医療従事者の確保が課題となっています。地域によっては高齢者等の受診が困難となっています。

#### 施策の方向

- すべての人が住み慣れた地域で自立した生活を営み、ライフステージを通して適切な支援ができるように医療や介護、介護予防、住まい、福祉サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム<sup>※5</sup>」の構築を推進します。
- 地域における多様なニーズに対応するため、かかりつけ医師、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係団体とが連携することによる横断的なケアマネジメントを推進します。

#### 具体的な施策

##### ◇保健・医療・福祉体制の強化と連携

子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉分野において、保健、医療、福祉分野のサービス事業者・専門機関の連携を促進し、要支援者に対してサービスの提供を総合的に調整する体制を強化します。

##### ◇地域包括ケアシステムの推進

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を推進します。

#### 主な関連事業

- ・地域包括ケアシステムの構築（保健福祉センター）
- ・地域医療体制の確保（医療機関の連携）（保健福祉センター）

### ※5 地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的の下で、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域の包括的な支援・サービスを提供する体制をいいます。

## 2 地域福祉活動の推進

地域の様々な生活課題に対応し、地域住民や地域団体等が自主的に支え合いや助け合いの活動を進められるよう、地域活動を支援します。また、地域で支え合いや助け合いの活動等が円滑に進められるよう、身近な地域での地域福祉活動の場づくりを進めます。

### (1) 住民活動の促進

#### 現状と課題

- 自治会組織による除雪ボランティア活動等、地域における支え合いや助け合いの活動が行われています。

- 自治会等の役員や地域住民の高齢化による地域活動の停滞が懸念されます。
- 地域活動を活性化するためには、活動に参加できる潜在的な層の掘り起こしが求められています。
- 三世代交流や高齢者、子ども、障がいのある人たちが身近な地域で気軽に集える場づくり等が求められていることから、交流や情報交換、あるいは相談の場ともなるような場所づくりを進める必要があります

#### 施策の方向

- ボランティア活動を支援し、社会福祉協議会の活動を支援するとともに、地域の課題解決に向けた地域活動に努めます。
- 身近な地域の中で高齢者や子ども、障がいのある人、外国人等、誰もが気軽に集い、交流できる機会や参加しやすい環境づくりを進めます。

#### 具体的な施策

##### ◇地域福祉活動等の情報提供

自分たちの地域や団体、グループで取り組める事例の発見やボランティア活動の意識、楽しさ、やりがい等の情報の共有を図ります。

##### ◇地域活動のPR

町民が地域の活動に参加したいと思えるよう、地域活動のPRをします。

#### 主な関連事業

- ・社会福祉大会の開催（社会福祉協議会）
- ・ボランティア連絡協議会の支援（社会福祉協議会、保健福祉センター）
- ・地域づくり支援事業（中央生涯教育センター）

## （２）地域福祉活動の場づくり

#### 現状と課題

- 人口減少・少子高齢化や過疎化の進行等により、外出支援等様々な生活支援ニーズが更に高まる一方、地域の支える担い手の不足や、住民の生活上のニーズに応じた住民主体の活動やサービスの情報がよく知られていない課題があります。

#### 施策の方向

- 地域住民の多様な生活課題に対応し、支え合いや助け合い、交流等の活動内容の広がりや活性化を図るため、地域資源を活用した身近なふれあいの場や情報交換の場づくりを検討します。

#### 具体的な施策

##### ◇地域住民の主体的な活動支援

地域によって異なる困りごとや課題等を住民が解決するといった地域住民の主体的な活動を支援します。

##### ◇高齢者や障がい者等の社会参画の推進

行事等を通じて人との交流を持ち、高齢者や障がい者が社会参画をするための各種サービス・活動の場の充実に努めます。

## 主な関連事業

- ・ 通いの場創出事業（オレンジカフェ）（社会福祉協議会）
- ・ 元気高齢者促進事業（ゆいっこハウス）（社会福祉協議会）

### 3 福祉サービス利用の支援

誰もが安心して暮らすことができるよう、福祉サービスの整備と利用を促進するとともに、サービスの質の向上をサービス提供事業者と連携して進めます。

また、サービス利用したいときに、気軽にきめ細やかな相談を受けることができるよう、相談・情報提供の充実に努めます。

さらに、社会福祉協議会が行う権利擁護事業の支援や成年後見制度の効果的な利用を図り、認知症や知的障がい等により判断能力が十分ではない人が、福祉サービスを利用しながらその人らしい生活をおくれるよう支援します。

#### （１）権利擁護の推進

##### 現状と課題

- 認知症や知的障がい等により判断能力が十分ではない人が、地域においてその人らしい生活を送ることができるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う権利擁護<sup>※6</sup>事業があり、また、本人の意思確認が難しい場合は、成年後見制度<sup>※7</sup>があります。
- 更なる高齢化に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれることから、誰もが利用しやすい事業の検討や、町民への権利擁護意識の啓発が必要です。
- 後見人養成講座や、養成講座受講後のフォローアップ事業等、人材の育成と活動支援体制の整備が必要となっています。

##### 施策の方向

- 認知症高齢者や知的障がい者等で判断能力が十分ではない人が、必要なサービスを利用して自立した生活をおくることができるよう、権利擁護事業や成年後見人について周知を図るとともに、利用を促進します。

##### 具体的な施策

#### ◇成年後見制度の普及と利用しやすい体制の構築

成年後見制度の活用を進めるため、町民に広く啓発します。また、成年後見制度が利用されるように相談支援に努めます。

##### 主な関連事業

- ・ 高齢者権利擁護等推進事業（保健福祉センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会）
- ・ 障がい者成年後見制度利用支援事業（保健福祉センター）
- ・ 成年後見制度の普及啓発及び利用促進（保健福祉センター、地域包括支援センター、社会福祉協議会）

## ※6 権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症高齢者、障がい者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁することをいいます。

## ※7 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な人にとって、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があり、このような判断能力の不十分な人を保護し支援する制度をいいます。

## (2) サービスの充実と質の向上

### 現状と課題

- 少子高齢化の進行により量的にも増加する福祉ニーズや、多様化・複雑化あるいは深刻化する福祉課題に対応するため、引き続き福祉サービスの充実と質の向上を図る必要があります。
- 介護保険制度が高齢者を支える社会保障制度として定着し、高齢者人口の増加とともに介護サービスの需要は増加する見込みとなっています。
- 福祉サービスを提供する事業等が多様化する利用者の個別ニーズに対応できるよう、運営体制の強化や職員の資質の向上に努める必要があります。
- 今後は、利用者がサービスの内容や事業者等に対する苦情を公正な立場で処理する仕組みの検討が必要です。
- 障がい福祉サービスの提供や障がいのある人の支援に関して等、サービス提供事業者や関係機関が相互の連携を図り課題を共有することを目的として「地域自立支援協議会」を設置しています。

### 施策の方向

- 事業者と連携し、サービスの質・量の確保向上を図ります。
- 介護サービスや障がい福祉サービス等に対する苦情については、相談対応の充実を図るとともに、公正な立場で対応する仕組みについて検討します。
- サービス利用したいときに、気軽にきめ細やかな相談を受けることができるよう、相談・情報提供の充実に努めます。利用者本位の質の高いサービスの提供が図れるよう、サービス事業者の自己評価や外部評価の利用啓発を図ります。

### 具体的な施策

#### ◇事業者職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけ

サービス利用者が良質で適切なサービスを受けることができるよう、事業者職員やサービス提供者に対して人権尊重と接遇の意識と知識、技術等の向上のため研修の充実について働きかけます。

#### ◇地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信

支援を必要とする人が、暮らしの場でのニーズに適したサービスが利用できるよう、地域活動

の中で新たな福祉ニーズの掘り起こしを進めるとともに、サービス事業者への発信を行っていきます。

#### 主な関連事業

- ・各種相談受付・充実（保健福祉センター、地域包括支援センター、子育て支援課、子育て世代包括支援センター、社会福祉協議会等）
- ・関係職員の研修（保健福祉センター、関係機関）
- ・地域包括ケア会議の充実（地域包括支援センター）
- ・地域自立支援協議会各部会の充実（社会福祉協議会）
- ・自立支援給付事業、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、介護サービス事業、介護予防サービス事業等（保健福祉センター、地域包括支援センター）

### （３）利用者の立場に立った情報発信

#### 現状と課題

- 高齢者、障がい者、児童福祉等分野別の情報は、庁内各担当課等での相談対応等による情報提供を行っています。また、聴覚障がい者のための手話通訳者の派遣の体制整備等の情報のバリアフリー化にも取り組んでいます。
- 広報やホームページの内容を充実することにより、必要な情報が適切に届く体制づくりを進めるとともに、障がいのある人に対してサービス提供事業者等と連携し、情報内容の充実や、年代、障がいの種別、程度に応じた多様な媒体によるきめ細やかな情報連携が必要です。

#### 施策の方向

- 高齢者や障がいのある人、外国人等、誰もがが必要なサービス等の情報を容易に入手できるよう、様々な媒体を活用した情報提供に努めます。

#### 具体的な施策

##### ◇高齢者や障がい者等に対するわかりやすい情報提供

高齢者や障がいのある人等も利用しやすいよう、福祉サービスをはじめ、保健・医療、教育等に関するわかりやすい情報の提供に努めます。

#### 主な関連事業

- ・各種情報の広報紙等への提供、掲載（保健福祉センター等）
- ・学習会・各講座等への情報提供（保健福祉センター等）

## 基本目標 3 地域福祉を担う人づくり

### 1 福祉意識の醸成

誰もが福祉に関心を持つとともに、お互いに人権を尊重し合い、共に生きる社会づくりを進めるため、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念等、人権にかかわる基本的な考え方の普及・啓発を図ります。また、子ども、高齢者、障がいのある人等、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進められるよう、町民の理解や男女共同参画に対する理解を深めるための機会の充実を図ります。

さらに、配偶者等に対する暴力や高齢者、児童、障がい者等の人権侵害の防止にかかる啓発を強化し、地域での暴力防止や虐待防止の取組を促進します。

## (1) 互いに分かり合える人づくり

### 現状と課題

○住民一人ひとりが「自分事」として地域社会へ主体的に参加し、「障がいのあること」や「老いること」等、地域で暮らしている様々な方々の課題や困難を理解し、交流や体験活動等を通じて、思いやりやいたわりの気持ちを育むことが必要となっています。

### 施策の方向

□誰もがお互いの人権を尊重し、相互に理解を深め、あたりまえに暮らしていけるように、人権に関する基本的な考え方であるノーマライゼーション<sup>※8</sup> やソーシャルインクルージョン<sup>※9</sup> の考え方の普及啓発を図ります。

□町民一人ひとりがお互いを尊重し合い、誰もが地域から孤立することなく、地域の一員として暮らせるまちづくりを目指します。

### 具体的な施策

#### ◇地域の交流の促進

年齢等にかかわらず、誰もが地域の一員として、気軽に活動に参加できる環境づくりと潜在的な担い手の掘り起こしを促進します。

#### ◇障がいと障がいのある人への理解の促進

孤立を作らないことを目指し、障がいのある人もない人も共生していく住民の意識の啓発を図ります。

### 主な関連事業

- ・自治会活動への支援

#### ※8 ノーマライゼーション

障がい者を一般社会から隔離及び排除することなく、社会全体が障がい者自身の人格を尊重して、障がい者が一般社会に普通に参加する機会を拡大して、障がいの有無に関係なく平等に生きようとする運動をいいます。

#### ※9 ソーシャルインクルージョン

社会的包摂<sup>ほうせつ</sup>ともいう。誰もが、住み慣れた地域で、年齢や性別にかかわらず、障がいのある人もない人も、お互いの個性や尊厳を認め合い、支え合いながら共に生活するという考え方をいいます。

## (2) 人権尊重社会への推進

### 現状と課題

○すべての人は人間としての尊厳を持ち、年齢や性別、国籍、社会的立場等の違いにかかわらず、人権という基本的な権利を有しています。障がい者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の定義を定めた「障害者差別解消法」が制定される等、相互に人格と個性を尊重し合いながら「共生する社会の実現」に向けて一層の取組が求められています。

○本町では、近年、外国籍の住民が増えており、今後も増加が見込まれます。

○家庭内暴力、児童虐待、ひきこもり等の社会的養護を必要としている子どもの増加やケースの

複雑化に対応するため、学校等関係機関との連携を図りながら、虐待の予防、早期発見に努めています。

#### 施策の方向

- 町民に対する人権啓発・人権教育を推進します。
- 配偶者等に対する暴力は、人権侵害であることへの理解と防止に向けた啓発を進めます。児童虐待や高齢者虐待、障がいのある人への虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークを整備し、防止・早期発見・支援等の対応の体制強化を推進します。

#### 具体的な施策

##### ◇人権啓発・教育の推進

町民一人ひとりの人権に対する意識の向上を図るため、あらゆる人権問題（障がい者、男女、子ども、高齢者）をテーマにした人権啓発等を推進します。

##### ◇配偶者に対する暴力の防止、児童・高齢者・障がい者に対する虐待の防止

配偶者に対する暴力は人権侵害であることへの理解を深め、また、児童・高齢者・障がい者に対する虐待防止に関する啓発を進め、地域での暴力・虐待防止の取組を推進します。

#### 主な関連事業

- ・チラシ配布での意識啓発
- ・相談体制の充実、緊急体制の整備

### （３）福祉教育の推進

#### 現状と課題

- 福祉に対する意識を高め、支え合い、助け合うことを当たり前と感じて福祉活動に参加できるようになるためには、子どもの頃から福祉活動を知り、経験することが重要です。
- 学校・家庭・地域における行事等様々な活動を通して、福祉に対する意識の向上や必要な知識の向上を図っていく必要があります。

#### 施策の方向

- 子どもたちが福祉に対する意識を高め、主体的にボランティア活動に取り組めるよう、福祉教育の推進を図ります。

#### 具体的な施策

##### ◇福祉体験学習の推進

小中学校と連携し、子どもたちの福祉体験学習を推進します。

#### 主な関連事業

- ・ボランティアスクール（社会福祉協議会）

## 2 人材育成

地域福祉活動やまちづくり活動等にこれまで参加が少なかった子ども、若者、働く世代等が参加しやすい環境づくりを進めます。

地域福祉を担う人材としては、専門的能力を備えた社会福祉事業従事者をはじめ、地域の福祉課題に日常的に取り組むボランティアが必要であり、これらの人材確保・育成を図るため、多様な社会資源をネットワークで結びながら人材の育成を図ります。

### (1) ボランティア育成をサポート

#### 現状と課題

○福祉ニーズが増加する中で、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、インフォーマルな福祉サービスや多様なサービスの担い手の確保が必要となっています。ボランティア団体が継続性を持ちながら活動していくためには、主体的に福祉活動を担う人材の要請が必要です。

#### 施策の方向

□町は、様々な分野で活躍する住民の知識や技術、経験が発揮されるよう、住民ボランティア意識の向上のため、社会福祉協議会の支援を行います。また、住民の多彩な才能を地域福祉活動やボランティア活動に活かすための環境づくり、身近な地域でのボランティアの供給体制ができる体制づくりを進めます。

#### 具体的な施策

◇暮らしの問題とリンクしたボランティア育成の支援

地域で必要とされているボランティアの育成に努めます。また、活動機会の充実に努めます。

◇ボランティア研修の充実

社会福祉協議会と連携を図り、ボランティア研修の充実を図ります。

#### 主な関連事業

- ・ボランティア養成講座（社会福祉協議会）

### (2) 活動のきっかけづくりをサポート

#### 現状と課題

○住民の地域活動への参加が促進されるよう、そのきっかけづくりと地域を中心に学習機会の提供が必要になっています。

○地域福祉をはじめ環境問題等のまちづくりに取り組んでいる団体やグループを支援するとともに、地域福祉の推進という共通の目的を持ったNPOや地域活動についても、さらに連携を進める必要があります。

#### 施策の方向

□地域福祉活動への地域の様々な人のかかわりを促進するため、そのきっかけづくりとなる学習機会の提供や懇談会、ボランティア体験機会の提供充実に努めます。

□町は、ボランティア団体やNPO同士の情報交換等、交流や連携の場の提供に努めます。

#### 具体的な施策

◇多世代でボランティア活動に参加できる機会の提供

地域でのボランティア活動等の様々な活動に子どもと大人が共に参加し、地域福祉活動参加のきっかけとなる機会が広がるよう支援に努めます。

◇まちづくり活動に対する支援

町民活動の立ち上げに対する支援を行うとともに、継続して活動できるよう関係機関と連携して支援に努めます。

主な関連事業

- ・ ボランティア関係福祉団体等への支援（保健福祉センター等）
- ・ ボランティア活動の情報提供（社会福祉協議会、保健福祉センター等）

## 第5章 計画の推進

### 1 社会福祉協議会等との連携・協働による計画の推進

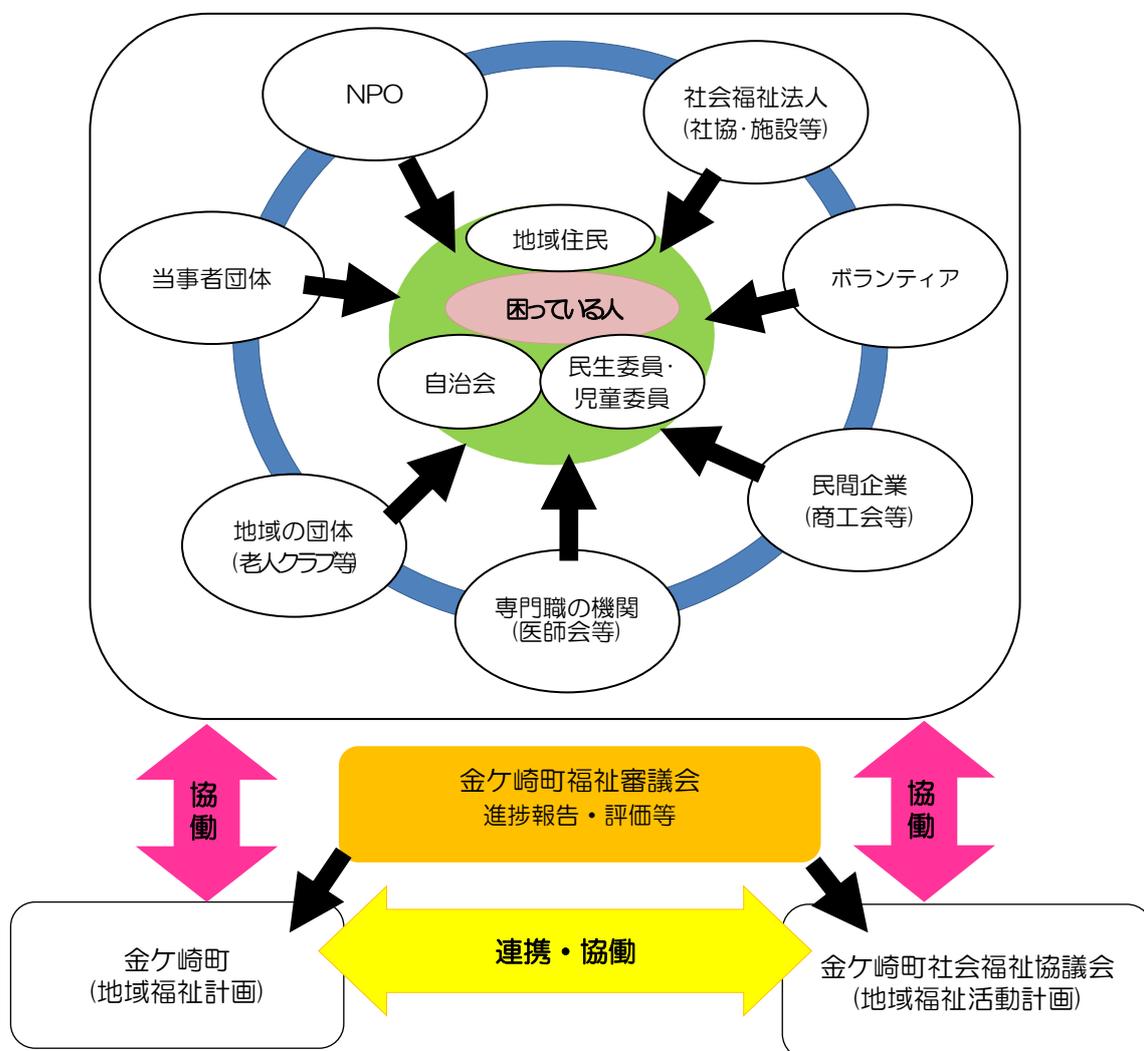
社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉の推進が社会福祉の理念とされ、地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられています。

金ケ崎町社会福祉協議会では「地域福祉活動計画」を策定し、地域に密着しながら地域福祉を推進していることから、各分野で大きな役割を担うことが期待されます。

また、地域ネットワークを形成し、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等と行政とが連携しながらこの計画を推進します。

さらに、地域福祉の推進に当たっては、町民、行政、関係機関、事業者、自治会等、ボランティア団体・NPOの協働の下に、計画の推進を図ります。

#### 【推進体制図】



### 2 町民、関係団体・関係機関、行政等の役割

本計画の施策を実現するためには、行政の取組に加えて、町民や関係団体・関係機関等、地域福祉を担う主体がそれぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが重要となります。

## (1) 町民の役割

町民一人ひとりが、自分が住む地域や福祉に対する関心を持つことが重要です。地域で起こっている問題について考え、解決していくための取組を話し合うとともに、日頃から地域の人たちが、あいさつや声掛けを通じて交流を深め、顔見知り以上の関係を築いていくことが求められています。また、ボランティア等の社会貢献活動や、社会団体への寄付等の助け合い活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

## (2) 地域コミュニティ組織（自治会等）の役割

自治会等の地域コミュニティ組織は、町民同士を結び付ける基盤であり、積極的な加入活動の展開や活動内容の充実を行うことで、地域の絆づくりを図っていくことが求められています。また、町民が地域の中に抱く課題を発見・共有するとともに、それを地域課題として捉え、地域の中で解決していくことが期待されています。

## (3) 関係団体・NPO・事業者等の役割

民生委員・児童委員をはじめとする関係団体は、町民の生活実態の把握や福祉サービスの情報提供を基本とし、地域福祉活動の担い手となることが期待されています。また、NPOやボランティアは、活動内容の充実とサービスの多様化を図ります。社会福祉事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援やサービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供と公開、新しいサービスの創出が求められています。また、地域の一員として、社会貢献活動等の実践による福祉のまちづくりへの参加に努めることが求められています。

## (4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」に基づき、福祉活動や福祉サービスの実施主体としての役割だけでなく、町民や関係団体・関係機関と行政間の調整役を担うことが期待されています。また、地域において、よりきめ細やかな地域福祉活動の支援を推進するため、町民一人ひとりの課題を地域全体の課題として捉え、地域の実情に応じた事業を効果的に行う、地域福祉推進の先導役を果たすことが求められています。

## (5) 行政の役割

地域福祉活動を促進させるための支援を推進します。行政内部においては、保健・医療・福祉分野をはじめ、教育・労働・建設等の分野を担当する関係者が相互に連携を図り、町政の様々な分野で地域福祉の視点から施策を見直し、横断的な施策の推進を図ります。

### 3 計画の進捗管理

本計画に掲げる施策の推進状況を把握・評価するため、計画推進のため目標を掲げ、評価の目安とする項目の目標に対する指標や施策、各事業の取組状況等を基に自己評価するとともに、評価結果について、金ヶ崎町福祉審議会において報告・検証し、必要に応じて地域福祉推進に向けた施策等へ反映します。

## 地域福祉計画アンケート調査結果

### 1 調査の目的

障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人として尊厳を持ち、家族や地域の中で安心して自立した生活ができる地域社会の実現が求められており、金ケ崎町では、「誰もが健やかで安心して暮らせる地域づくり」を基本理念として、平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度）までを計画期間とする「第2期金ケ崎町地域福祉計画」を策定し取り組んできましたが、今年度（令和2年度）この計画が最終年度を迎えることから、次の令和3年度を初年度とする「第3期金ケ崎町地域福祉計画」を策定することとしております。

このアンケート調査は、第2期計画の評価や第3期計画の策定に必要な基礎資料とするため、町民の皆様が地域で暮らしていく上での課題や地域での福祉活動に関するお考えや要望・意見などを把握するため実施したものです。

### 2 調査の内容

- (1) 地域活動について
- (2) 地域の支え合いについて
- (3) ボランティア活動について
- (4) 今後の地域福祉について
- (5) 地域社会について

### 3 調査の対象

#### (1) 町内に居住する18歳以上の方

（住民基本台帳より各行政区から年代別、男女別に無作為抽出）

各行政区から

- ① 18歳以上30歳未満 男女各1名
- ② 30歳以上40歳未満 //
- ③ 40歳以上50歳未満 //
- ④ 50歳以上60歳未満 //
- ⑤ 60歳以上70歳未満 //
- ⑥ 70歳以上 //

抽出数 564名 回答者数 270名（回収率 47.9%）

#### (2) 年代別回答状況

	件数	割合(%)
30歳未満	30	11.1
30歳代	38	14.1
40歳代	41	15.2

50歳代	42	15.5
60～64歳	20	7.4
65～74歳	51	18.9
75歳以上	47	17.4
無回答	1	0.4
合計	270	100

#### 4 調査の方法

郵送による

#### 5 調査の時期

令和2年11月20日～12月15日

#### 6 結果概要

##### ■回答者の属性について

- ・65歳以上の回答者の割合が高くなっています。
- ・夫婦と子、又は夫婦と親（二世帯）世帯の割合が高くなっています。

##### ■地域との属性について

- ・地域活動の参加状況をみると「参加している」が56.7%で半数以上を占めています。
- ・参加している地域活動をみると「一斉清掃・資源回収」や「地区運動会・スポーツ大会」と回答した方が多くなっています。
- ・地域活動に参加していない理由をみると「仕事をもっているので時間がない」と回答した方が多くなっています。

##### ■地域の支え合いに関する考え方について

- ・隣近所の困っている世帯に手助けできることとして「安否確認の声掛け」と回答した方が最も多く、次いで「話し相手」「ちょっとした買い物」となっています。
- ・隣近所の人に手助けしてもらいたいこととして「安否確認の声掛け」と回答した方が最も多くなっています。
- ・隣近所で困っている人にできることと隣近所の人に手助けしてもらいたいことをそれぞれの項目で比較すると、すべての項目で「手助けできる」ことの方が上回っています。
- ・地域に支えられた（助けられた）と感じたことがあると回答した方は21.1%となっており、「除雪」、「冠婚葬祭」、「地域活動等での声掛け」などがあげられています。
- ・住みよい地域社会を実現していくうえでの問題点としてあげられたのは、「近

所付き合いが減っていること」、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」と回答した方が多くなっています。

- ・日常生活の困っていることの相談相手として、「家族」、「知人・友人」と回答した方が多くなっています。
- ・「災害時に住民が支え合う地域づくり」に必要なことについては、「地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかる「マップ（地図）」の作成」や「自主防災組織づくり（地域住民で結成する防災隊）」、「福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携」と回答した方が多くなっています。

#### ■ボランティア活動について

- ・ボランティア活動に参加したきっかけとして、「人の役に立ちたいから」、「困っている人や団体に頼まれたから」、「自分たちのために必要な活動だから」と回答した方が多くなっています。
- ・ボランティア活動に参加したことがない理由としては、「仕事や家事などが忙しく時間が取れないから」と回答した方が多くなっています。
- ・今後、ボランティア活動の輪を広げていくために必要なことについては、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を補助する」、「ボランティア活動に関する積極的な情報提供や相談、拠点となる場所を提供する」、「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」と回答した方が多くなっています。

#### ■福祉サービスにおける権利擁護について

- ・福祉サービスを利用した時に、あらかじめ説明された内容と違っていたり、サービスの内容に不満や疑問を感じたことが「ある」と回答した方は 8.9%となっています。
- ・サービス内容に不満や疑問を感じた場合のその後の対応については、「サービスの事業者（責任者）に申し出た」、「役場など公的機関に相談した」と回答した方が多くなっています。

#### ■地域福祉のあり方について

- ・子どもたちに対する福祉教育については、「学校教育の中で学ぶ」と回答した方が多くなっています。
- ・福祉や健康に関する情報の入手先としては、「広報かねがさき」や金ケ崎町社会福祉協議会が発行している「福祉だより」と回答した方が多くなっています。
- ・地域福祉を充実させていくうえでの住民と行政の関係については、「福祉の充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取り組むべきである」と回答した方が多くなっています。
- ・住み慣れた地域で安心して生活していくために必要なことについては、「社会保障制度（年金・医療・介護）の安定を図る」と回答した方が最も多く、次いで「支援を必要とする人の多様なニーズに応えられるような豊富な種類のサー

ビスを用意する」、「福祉や保健に関する情報提供を充実させる」となっています。

- ・地域福祉計画の取組に関わる評価では、「地域における災害時の体制整備」、「除雪応援体制の推進」については進んだと回答した割合が高くなっていますが、「地域福祉に関連する人材の育成」については低くなっています。
- ・地域福祉を充実させるために重要だと思ふ取組については、「福祉サービスの充実」や「地域における災害時の体制整備」、「福祉に関する相談体制の充実」と回答した方が多くなっています。

## 金ケ崎町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、金ケ崎町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する基本的な事項
- (2) その他計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3 委員会は、12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体の関係者
- (3) 町民活動団体の関係者
- (4) ボランティア団体、特定非営利活動法人の関係者
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4 委員の任期は、委嘱された日から令和3年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

3 委員長は、第3に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和2年11月10日から施行する。

### 金ケ崎町地域福祉計画策定委員会委員名簿

令和2年12月25日～令和3年3月31日

	所属	職	氏名	備考
1	金ケ崎町 民生委員児童委員協議会	会長	高 橋 太 市	
2	金ケ崎町 自治会長連絡協議会	会長	松 本 主 税	
3	金ケ崎町 社会福祉協議会	会長	高 橋 範 夫	
4	金ケ崎町 老人クラブ連合会	会長	柴 田 次 男	
5	金ケ崎町 身体障害者福祉協会	理事	鈴 木 伸 也	
6	金ケ崎町 ボランティア連絡協議会	会長	菊 地 成 寿	
7	NPO法人輝き	理事	木 谷 茂	
8	金ケ崎町 女性百人会	理事	菅 原 キヨ子	
9	子育てサークル 「はあとママ」	代表	小 南 麻 衣	

## 計画の策定経過

年月日	事 項	内 容
R2.11.20～ 12.15	アンケート調査実施	対 象：無作為抽出した18歳以上の町民564人 回収率：47.9%
R2.12.25	第1回策定委員会	・委嘱状交付 【協議】 ・計画（案）について ・策定スケジュール
R3.2.2	第2回策定委員会	【協議】 ・計画（案）について
R3.2.25	第3回策定委員会	計画（案）について（最終確認）
R3.3.1	議員全員協議会	計画（案）について議員説明
R3.3.2～ 3.15	パブリックコメント	町ホームページへの掲載、町主要施設への意見箱設置により実施 【意見・要望数】0件
R3.3.23	金ケ崎町福祉審議会	計画諮問、答申

## **第3期金ケ崎町地域福祉計画**

令和3年3月

発行 金ケ崎町

〒029-4592 岩手県胆沢郡金ケ崎町西根南町 22-1

電話 0197-42-2111 Fax 0197-42-4474

編集 金ケ崎町保健福祉センター